

# ビタミンM

No.75

~ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ~ (2018年8月号)

## ＜今月のトピックス＞

- ・働き方改革関連法の成立
- ・雇用保険の基本手当額の変更
- ・豪雨による被害に伴う労働基準法や労働契約法の一般的な考え方

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”  
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 働き方改革関連法の成立

ビタミンM5月号でも紹介しました「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました(平成30年7月6日公布)。時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とする(\*)ことや、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止すること、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないことなどが、**平成31年4月1日施行**となります。ただし、中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は**平成32年4月1日**、中小企業における割増賃金率の見直しは**平成35年4月1日施行**となります。

(\*)医師については、改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用



## 雇用保険の基本手当額の変更

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するもので、「基本手当額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。

今回の変更は、平成29年度の平均給与額が平成28年度と比べて約0.57%上昇したことに伴うものです。具体的な変更内容は以下の通りです。

		現行	変更後
受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり			
最高額	60歳以上65歳未満	7,042円	⇒ 7,083円
	45歳以上60歳未満	8,205円	⇒ 8,250円
	30歳以上45歳未満	7,455円	⇒ 7,495円
	30歳未満	6,710円	⇒ 6,750円
最低額		1,976円	⇒ 1,984円



## 豪雨による被害に伴う労働基準法や労働契約法の一般的な考え方

7月の豪雨による水害で設備が使用できなくなり、従業員に休業してもらうことになりました。この場合、休業手当を支払わなければならないのでしょうか。

事業再開のめどが立たず支払ができるか不安です。



労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければなりません。ただし、天災事変等の不可抗力により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたと認められる場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はないと考えられます。



被災した従業員から、給与を前払いしてほしいと言われました。応じる必要はあるのでしょうか。



(3)

労働基準法第25条では、労働者が、出産・疾病・災害等の非常の場合の費用に充てるために請求する場合は、賃金支払期日前であっても、使用者は、既に行われた労働に対する賃金を支払わなければならないと定められています。ここでいう「疾病」「災害」には、業務上の疾病や負傷のみならず、業務外の私傷病に加えて、洪水等の自然災害の場合も含まれると解されています。



事業所を再開しても、被災した従業員が出勤できない場合は、出勤しなかった日の賃金の支払いは必要でしょうか。



労働契約や労働協約、就業規則等に労働者が出勤できなかった場合の賃金の支払いについて定めがある場合は、それに従う必要があります。また、会社で有給の特別な休暇制度を設けている場合には、その制度を活用することなども考えられます。このような定めがない場合でも、労働者の賃金取扱いについては、労使で十分に話し合い、労働者の不利益をできる限り回避する努力が大切です。



(6)

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたくなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！[kcr@nkgr.co.jp](mailto:kcr@nkgr.co.jp)に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽にお質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者:社会保険労務士 岩田健

執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193

FAX:06-6862-4662

Mail:kcr@nkgr.co.jp

作成日:2018.7.23  
NK-GROUP

イラスト協力:WANPUG